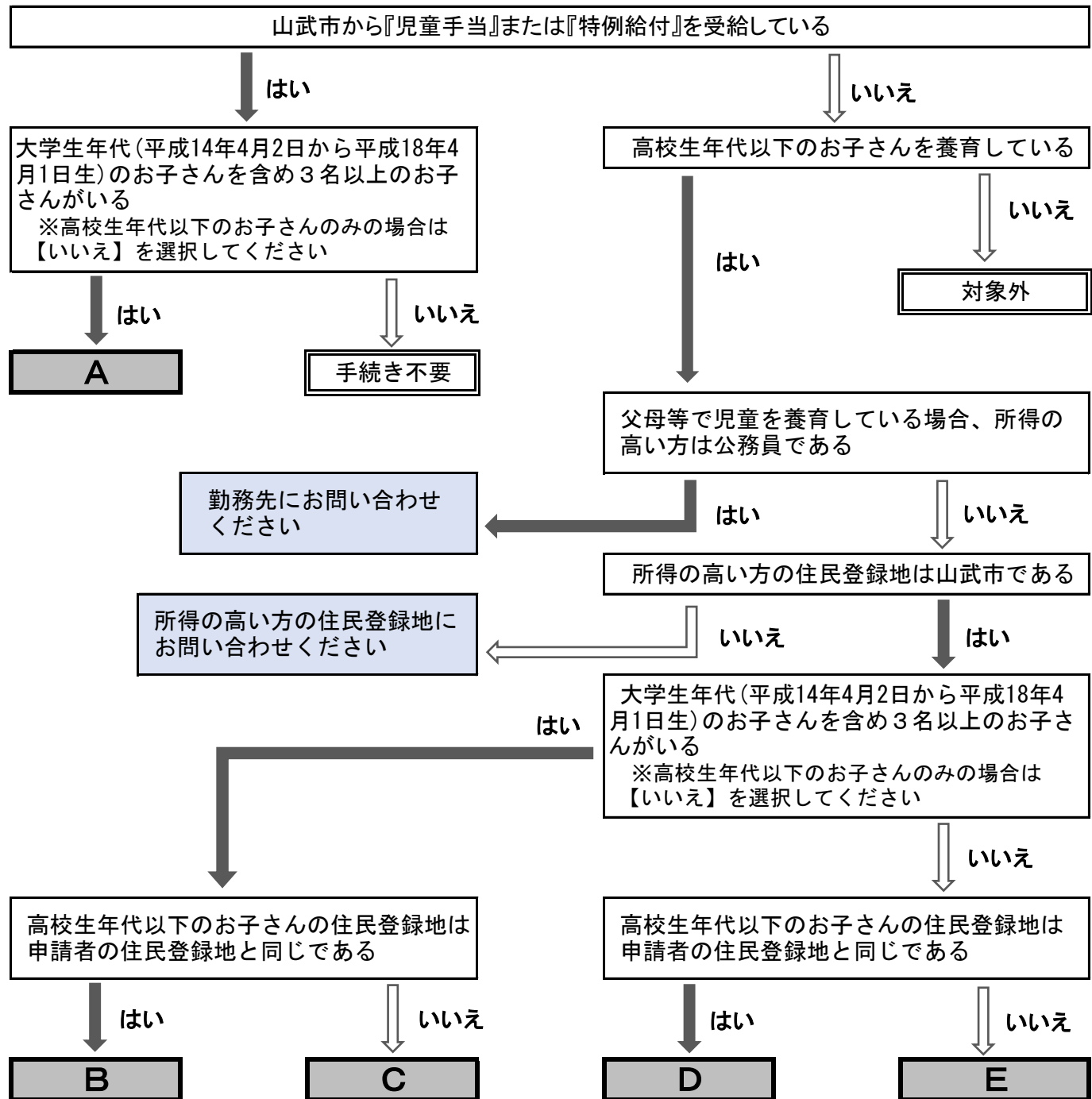


< 児童手当 制度改正 手続き確認フローチャート >



Aの方	☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書 ☐ 本人確認書類の写し
Bの方	☐ 児童手当認定請求書 ☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書 ☐ 振込口座の写し ☐ 本人確認書類の写し
Cの方	☐ 児童手当認定請求書 ☐ 別居監護申立書※ ☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書 ☐ 振込口座の写し ☐ 本人確認書類の写し
Dの方	☐ 児童手当認定請求書 ☐ 振込口座の写し ☐ 本人確認書類の写し
Eの方	☐ 児童手当認定請求書 ☐ 別居監護申立書※ ☐ 振込口座の写し ☐ 本人確認書類の写し

※別居監護申立書が必要な方は、子育て支援課までお問い合わせください。

【転入・転出される方へ】
 手続後に令和6年9月30日までに転入・転出される方は**令和6年10月1日時点の住民票登録地で再度お手続きが必要**となりますのでご注意ください。